

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピラフルフェンエチル										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305020号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ピラフルフェンエチルの一日摂取許容量（ADI）を0.17mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年12月20日府食第1244号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成20年 4月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年11月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI/ADI(%)	国民平均	0.2	幼小児（1～6歳）	0.5	妊婦	0.2	高齢者（65歳以上）	0.2
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	0.2										
幼小児（1～6歳）	0.5										
妊婦	0.2										
高齢者（65歳以上）	0.2										
	」（報告書抜粋）とされている。										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続 19下)

ピラフルフェンエチル(除草剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup>	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米	● 0.05	0.1
小麦	● 0.02	0.1
大麦	● 0.02	0.1
ライ麦	● 0.02	0.1
とうもろこし	● 0.02	0.1
そば	● 0.02	0.1
その他の穀類 <sup>7</sup>	● 0.02	0.1
大豆	○ 0.05	0.01
ばれいしよ	● 0.05	0.1
さといも類	●	0.1
かんしよ	●	0.1
やまいも	●	0.1
こんにやくいも	● 0.05	0.1
その他のいも類 <sup>9</sup>	●	0.1
だいこん類の根	● 0.02	0.1
だいこん類の葉	● 0.02	0.1
かぶ類の根	●	0.1
かぶ類の葉	●	0.1
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	0.1
はくさい	● 0.02	0.1
キャベツ	● 0.02	0.1
芽キャベツ	●	0.1
ケール	●	0.1
こまつな	●	0.1
きょうな	●	0.1
チンゲンサイ	●	0.1
カリフラワー	●	0.1
ブロッコリー	●	0.1
その他のあぶらな科野菜 <sup>10</sup>	●	0.1
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.1
アーティチョーク	●	0.1
チコリ	●	0.1
エンダイブ	●	0.1
しゅんぎく	●	0.1
レタス	●	0.1
その他のきく科野菜 <sup>11</sup>	●	0.1
ねぎ	●	0.1
にら	●	0.1
アスパラガス	●	0.1
わけぎ	●	0.1
その他のゆり科野菜 <sup>12</sup>	●	0.1

ピラフルフェンエチル(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup>	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
にんじん	●	0.1
パースニップ	●	0.1
パセリ	●	0.1
セロリ	●	0.1
みつば	●	0.1
その他のせり科野菜 <sup>13</sup>	●	0.1
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
ほうれんそう	●	0.1
たけのこ	●	0.1
しょうが	●	0.1
えだまめ	○ 0.05	0.01
その他の野菜 <sup>17</sup>	●	0.1
みかん	● 0.02	0.1
なつみかんの果実全体	● 0.02	0.1
レモン	● 0.02	0.1
オレンジ	● 0.02	0.1
グレープフルーツ	● 0.02	0.1
ライム	● 0.02	0.1
その他のかんきつ類果実 <sup>18</sup>	● 0.02	0.1
りんご	● 0.02	0.1
日本なし	● 0.02	0.1
西洋なし	● 0.02	0.1
マルメロ	● 0.02	0.1
びわ	● 0.02	0.1
もも	● 0.02	0.1
ネクタリン	● 0.02	0.1
あんず	● 0.02	0.1
すもも	● 0.02	0.1
うめ	● 0.02	0.1
おうとう	● 0.02	0.1
いちご	●	0.1
ラズベリー	● 0.02	0.1
ブラックベリー	● 0.02	0.1
ブルーベリー	● 0.02	0.1
クランベリー	● 0.02	0.1
ハックルベリー	● 0.02	0.1
その他のベリー類果実 <sup>19</sup>	● 0.02	0.1
ぶどう	● 0.02	0.1
かき	● 0.02	0.1

ピラフルフェンエチル(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup>	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
バナナ	● 0.02	0.1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	● 0.02	0.1
アボカド	● 0.02	0.1
パイナップル	●	0.1
グアバ	● 0.02	0.1
マンゴー	● 0.02	0.1
パッションフルーツ	● 0.02	0.1
なつめやし	● 0.02	0.1
その他の果実 <sup>20</sup>	● 0.02	0.1
綿実	○ 0.05	0.04
ぎんなん	● 0.02	0.1
くり	● 0.02	0.1
ペカン	● 0.02	0.1
アーモンド	● 0.02	0.1
くるみ	● 0.02	0.1
その他のナッツ類 <sup>22</sup>	● 0.02	0.1
茶	○ 0.05	
その他のスパイス <sup>23</sup>	● 0.05	0.1
その他のハーブ <sup>24</sup>	●	0.1

1. ○:平成21年6月4日施行

●:平成21年12月4日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

7.「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

9.「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

10.「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

11.「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

12.「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

13.「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

17. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

18. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

19. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。

20. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

22. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

23. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

24. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルトラニル										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年8月28日付け厚生労働省発食安第0828001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	—										
評価結果の概要	フルトラニルの一日摂取許容量（ADI）を0.087mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年12月20日府食第1245号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成20年4月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年3月18日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>21.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>41.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>18.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>19.8</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI/ADI(%)	国民平均	21.6	幼小児（1～6歳）	41.2	妊婦	18.8	高齢者（65歳以上）	19.8
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	21.6										
幼小児（1～6歳）	41.2										
妊婦	18.8										
高齢者（65歳以上）	19.8										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

## フルトラニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup>	
	(改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	○ 2.0	2.0
小麦	○ 2.0	2.0
大豆	● 0.5	1.0
小豆類	●	1
えんどう	●	1
そら豆	●	1
らつかせい	○ 0.5	0.5
その他の豆類 <sup>8</sup>	●	1
ばれいしよ	● 0.2	0.5
こんにやくいも	○ 0.2	0.2
てんさい	○ 1.0	1.0
キャベツ	○ 2.0	2.0
芽キャベツ	●	2.0
レタス	○ 3.0	3.0
その他のきく科野菜 <sup>11</sup>	○ 2.0	2.0
ねぎ	● 1	2.0
みつば	● 2	5.0
トマト	● 0.05	2.0
ピーマン	● 0.7	2.0
なす	● 0.05	2.0
きゅうり	● 0.05	2.0
ほうれんそう	○ 2.0	2.0
しょうが	● 1	2.0
えだまめ	○ 2.0	2.0
その他の野菜 <sup>17</sup>	○ 1.0	
日本なし	● 2	5.0
西洋なし	● 2	5.0
いちご	● 3	5
その他のスパイス <sup>23</sup>	●	1
その他のハーブ <sup>24</sup>	○ 2	2
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>25</sup> の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.1	0.08
豚の脂肪	○ 0.1	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.08
牛の肝臓	○ 0.2	0.2
豚の肝臓	○ 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.2	0.2
牛の腎臓	○ 0.1	0.1
豚の腎臓	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.1	0.1
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05

## フルトラニル(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup>	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
乳	○ 0.05	0.05
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の家きん <sup>26</sup> の筋肉	○ 0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.05	0.05
その他の家きんの卵	○ 0.05	0.05
魚介類	○ 2	
米ぬか	○ 10	10
精米	○ 1	1

1. ○:平成21年6月4日施行

●:平成21年12月4日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

8.「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

11.「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

17.「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

23.「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

24.「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

25.「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

26.「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。



## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	インダノフェン										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年9月13日付け厚生労働省発食安第0913008号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	インダノフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.0035mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年1月10日府食第28号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成20年4月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年3月18日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。  （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定  【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>11.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>7.0</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI/ADI(%)	国民平均	7.0	幼小児（1～6歳）	11.9	妊婦	5.5	高齢者（65歳以上）	7.0
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	7.0										
幼小児（1～6歳）	11.9										
妊婦	5.5										
高齢者（65歳以上）	7.0										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続19下)

インダノファン(除草剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.05	0.1
魚介類	○ 0.04	

1. ○:平成21年6月4日施行

●:平成21年12月4日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、  
一律基準(0.01ppm)が適用される。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルベンジアミド										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年11月9日付け厚生労働省発食安第1109009号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フルベンジアミドの一日摂取許容量（ADI）を0.017mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年1月31日府食第109号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成20年4月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年3月18日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定1日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="595 1146 1422 1395"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>25.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>39.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>26.1</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		EDI/ADI(%)	国民平均	25.1	幼小児（1～6歳）	39.2	妊婦	22.2	高齢者（65歳以上）	26.1
	EDI/ADI(%)										
国民平均	25.1										
幼小児（1～6歳）	39.2										
妊婦	22.2										
高齢者（65歳以上）	26.1										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続19下)

## フルベンジアミド(殺虫剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
大豆	○ 0.3	0.3
だいこん類の根	○ 0.03	0.03
だいこん類の葉	○ 10	10
はくさい	○ 5	5
キャベツ	○ 3	3
レタス	○ 15	15
ねぎ	○ 3	3
トマト	○ 0.7	0.7
ピーマン	○ 3	
なす	○ 1	
きゅうり	○ 0.7	
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 1	0.7
西洋なし	○ 1	0.7
もも	○ 0.05	0.05
ネクタリン	○ 1	
おうとう	○ 2	
いちご	○ 2	2
ぶどう	○ 2	
茶	○ 40	40

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エトキサゾール										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305008号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	エトキサゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.04mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年2月21日府食第188号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成20年 7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年11月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年5月8日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年11月8日から適用。 。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>4.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>10.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>4.9</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	4.4	幼小児（1～6歳）	10.9	妊婦	4.2	高齢者（65歳以上）	4.9
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	4.4										
幼小児（1～6歳）	10.9										
妊婦	4.2										
高齢者（65歳以上）	4.9										
施策の実効性確保措置	平成21年5月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続 19下)

エトキサゾール(殺虫・殺ダニ剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup>	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
小豆類	● 0.3	0.5
えんどう	●	0.5
そら豆	●	0.5
らつかせい	●	0.5
その他の豆類 <sup>3</sup>	●	0.5
トマト	●	0.1
なす	○ 0.5	0.5
きゅうり	● 0.3	0.5
かぼちや	●	0.5
しろうり	●	0.5
すいか	○ 0.2	0.1
メロン類果実	○ 0.2	0.1
まくわうり	○ 0.2	0.1
その他のうり科野菜 <sup>10</sup>	● 0.2	0.5
みかん	● 0.5	1
なつみかんの果実全体	● 0.7	1
レモン	● 0.7	1
オレンジ	● 0.7	1
グレープフルーツ	● 0.7	1
ライム	● 0.7	1
その他のかんきつ類果実 <sup>13</sup>	● 0.7	1
りんご	● 0.5	2
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	● 0.2	0.5
びわ	○ 0.2	0.1
もも	● 0.05	0.1
ネクタリン	○ 0.5	0.5
あんず	● 0.1	1
すもも	● 0.5	1
うめ	● 0.1	1
おうとう	○ 1	1
いちご	● 0.5	1
ラズベリー	●	1
ブラックベリー	●	1
ブルーベリー	●	1
クランベリー	●	1
ハックルベリー	●	1
その他のベリー類果実 <sup>14</sup>	●	1
ぶどう	● 0.5	1
かき	●	0.5

エトキサゾール(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup>	
	(改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
バナナ	●	0.5
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.5
アボカド	●	0.5
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.5
マンゴー	● 0.3	0.5
パッションフルーツ	●	0.5
なつめやし	●	1
その他の果実 <sup>15</sup>	● 0.5	1
綿実	○ 0.2	0.1
くり	○ 0.01	0.01
ペカン	○ 0.01	0.01
アーモンド	○ 0.01	0.01
くるみ	○ 0.01	0.01
その他のナッツ類 <sup>17</sup>	○ 0.01	0.01
茶	● 10	15
ホップ	○ 15	15
その他のスパイス <sup>18</sup>	○ 10	1
牛の筋肉	○ 0.05	0.01
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>20</sup> の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.05	0.02
豚の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.05	0.01
豚の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	0.01
牛の腎臓	○ 0.05	0.01
豚の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	0.01
牛の食用部分	○ 0.05	0.01
豚の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	0.01
乳	○ 0.01	0.01

エトキサゾール(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup>	
	(改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家きん <sup>21</sup> の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	0.02
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.01	0.01

- ：平成21年5月8日施行  
●：平成21年11月8日施行

残留基準値（改正後）の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろいうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
14. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
21. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。